医療法人　日望会
居宅介護支援事業所サンホープケアプランセンターかさかけ　運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人日望会が開設する居宅介護支援事業所サンホープケアプランセンターかさかけ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

一　要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。

二　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。

三　利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。

２　事業の運営に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設との連携に努めるものとする。

3　介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定されている介護保険施設等関連情報その他必要な情報を活用し適切且つ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　居宅介護支援事業所サンホープケアプランセンターかさかけ
（介護保険事業者番号 1072900358）

二　所在地　みどり市笠懸町阿左美 574 番地 3

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　介護支援専門員１名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。

二　介護支援専門員 5 名（常勤 5 名、うち１名は管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月３０日から１月３日までを除く。

二　営業時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

三　電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の内容）

第６条　指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

一　居宅サービス計画作成

二　指定居宅サービス事業者等との連絡調整

三　介護保険施設への紹介

四　利用者に対する相談援助業務

五　その他利用者に対する便宜の提供

（居宅介護支援の提供方法）

第７条　利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

２　使用する課題分析票の種類は、記述方式及び選択方式とする。

３　サービス担当者会議の開催場所は、利用者居宅またはサービス事業所内の相談室・会議室とする。

４　事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の状況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

（利用料等）

第８条　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、みどり市(笠懸町、大間々町)、桐生市（旧市内、新里町)、太田市(藪塚町、大原町)の区域とする。

（その他運営についての留意事項）

第１０条　事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後３ヶ月以内

二　継続研修　　年２回

２　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

３　事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動(ハラスメント)であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。また顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として、以下の取組を行う。

一　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

二　被害者への配慮のための取組

三　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施）

(虐待防止の取り組みについて)

第１１条

１　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

⑴　従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施
⑵　虐待防止のための指針の整備
⑶　その他虐待防止のために必要な措置
⑷　虐待担当責任者の設置
⑸　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

2　事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第１２条　事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

（個人情報の保護）

第１３条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護保険サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（事故発生時の対応）

第１４条　事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第１５条　指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を

受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事業継続計画）

第１６条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第１７条 感染症の予防及びまん延防止に努め､感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附　則

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 24 日より施行する。

この規定は、平成 28 年 11 月 14 日より施行する。

この規定は、令和 2 年 6 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 2 年 7 月 21 日より施行する。

この規定は、令和 3 年 7 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 7 年 7 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。